

全額繰上償還について

未償還元金又は猶予した償還金の残額を一括して返済する方法です。

全額繰上償還を希望する借受人は、「全額繰上償還申出書」【支部様式第2号】を、繰上償還しようとする月の前月25日まで（12月に繰上償還する場合は11月8日まで）に提出してください。

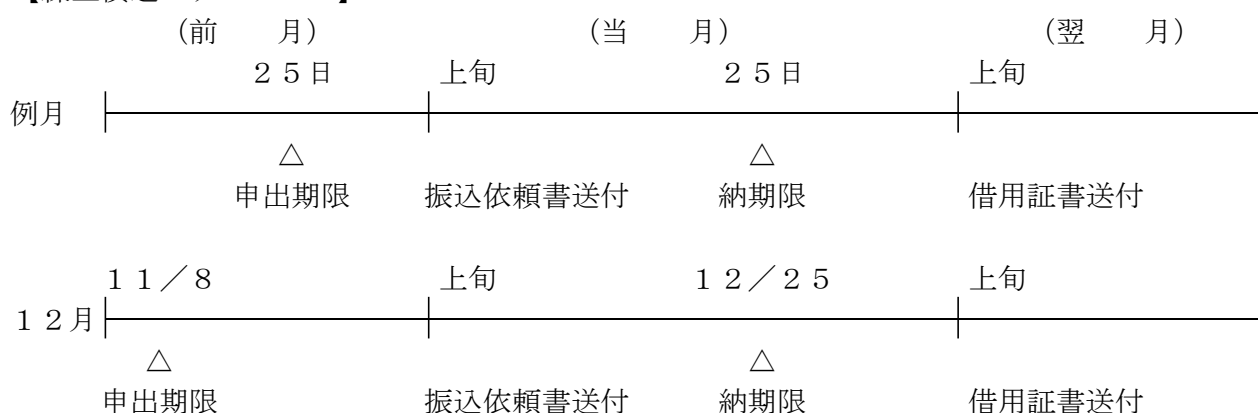
なお、貸付システムの処理上、11月の繰上償還はできません。（12月ボーナス償還処理を11月中に行うため。）

申し出により「振込依頼書」を送付しますので、期限までに納付してください。

納期限を過ぎてからの入金や入金額が振込依頼書の額より少ない場合は、繰上償還扱いにはなりません。

また、振込手数料は振込人の負担となります。

【繰上償還スケジュール】



(1) 「毎月償還」の場合

繰上償還月の定期償還後の未償還元金が繰上償還の対象となるので、全額繰上償還する月の給与からは通常どおり定期償還分が控除されます。

育児休業等による償還猶予金の残額がある場合は、その額を加えて償還することになります。

(2) 「ボーナス併用償還」の場合

①毎月償還分については、前期(1)と同様です。

②ボーナス償還分に係る繰上償還額については、前回ボーナス償還時から繰上償還時までの月数に応じた経過利息が加算されます。

育児休業等による償還猶予金の残額がある場合は、その額を加えて償還することになります。